

情報公開と個人情報保護

令和2年度実施状況報告

「情報公開制度」

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくためのもので、次の3つの制度があります。

○開示請求制度

江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの

○情報提供制度

条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの

○情報公表制度

請求や申出を前提とせずに区が義務的に情報を公表するもの

「情報公開の実施状況」

令和2年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ8,489件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが276件、残り8,213件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

「保有個人情報開示等請求の実施状況」

保有個人情報の開示請求件数は2,055件あり、主なものは、福祉部および生活支援部の保有する介護認定関係書類等が99件、区民部が保有する印鑑登録、住

民票、戸籍、税証明関係書類等が32件でした。保有個人情報の訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

「情報公開コーナー」

これらの請求・決定状況の詳細は、情報公開コーナー(区役所2階こうとう情報ステーション内)で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会本会議録、入札経過調査等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

「個人情報保護制度」

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を適正に取り扱うため、次のようなルールを義務付けるものです。

- 利用目的を明確にした個人情報の適正な収集
- 個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置
- 目的外利用や外部提供の原則禁止
- 個人情報ファイル簿の作成
- 個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取
- 職員や受託業務従事者等への罰則適用

「保有個人情報開示等請求の実施状況」

保有個人情報の開示請求件数は2,055件あり、主なものは、福祉部および生活支援部の保有する介護認定関係書類等が99件、区民部が保有する印鑑登録、住

民票、戸籍、税証明関係書類等が32件でした。保有個人情報の訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

令和2年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和3年3/31現在

区分	請求件数	開示等可否の決定件数				計	取下げ
		開示	一部開示	非開示 A	非開示 B		
公文書開示請求(義務的開示)	276	118	123	19	5	265	11
情報提供(任意開示)	8,213	8,213	-	-	-	8,213	-
情報公開件数合計	8,489	8,331	123	19	5	8,478	11
保有個人情報開示等請求	2,055	110	35	975	935	2,055	0

(注)非開示のA欄は、実施機関が対象文書を保有していないこと(文書不存在)による非開示の件数。非開示のB欄は、文書不存在以外の事由による非開示および存否応答拒否の件数。

いざも一緒に 交通ルールの再確認を

夏休み中も交通事故にあわないために

夏休みは子どもだけで出かける機会が増えます。子どもが当事者となる交通事故は、急な飛び出し、横断禁止場所や横断歩道以外での横断中、路上で遊んでいる最中、下校時や下校後の時間帯に多く発生しています。また、小学生・中学生ともに自転車事故の割合が多くなっています。その内訳は、出会頭の事故、安全不確認、一時不停止などによるものです。一歩外に出たら油断せず、交通ルールを守るようお子さんにも事故防止のポイントを繰り返し教えるとともに、自宅周辺の危険箇所を再確認しましょう。

- 「交通安全防止ポイント」
- 信号は必ず守り、青信号でも左右の安全を確認して渡る
- 道路の横断時は車が止まってから横断する
- 道路で遊ばない
- 道路へ飛び出さない

高年齢者の孤独死や社会的孤立を防ぐには、地域の皆さんの見守りや支え合いが不可欠です。区は社会福祉協議会に委託し、地域で支え合いのまちづくりを進める「高齢者地域見守り支援事業」のサポート地域を募集し、応募いただいた地域の皆さんと

夏休みは子どもだけで出かける機会が増えます。子どもが当事者となる交通事故は、急な飛び出し、横断禁止場所や横断歩道以外での横断中、路上で遊んでいる最中、下校時や下校後の時間帯に多く発生しています。また、小学生・中学生ともに自転車事故の割合が多くなっています。その内訳は、出会頭の事故、安全不確認、一時不停止などによるものです。一歩外に出たら油断せず、交通ルールを守るようお子さんにも事故防止のポイントを繰り返し教えるとともに、自宅周辺の危険箇所を再確認しましょう。

高年齢者地域見守り支援事業

サポート地域を募集

困ったときはお互い様のまちづくり

高年齢者の孤独死や社会的孤立を防ぐには、地域の皆さんの見守りや支え合いが不可欠です。区は社会福祉協議会に委託し、地域で支え合いのまちづくりを進める「高齢者地域見守り支援事業」のサポート地域を募集し、応募いただいた地域の皆さんと

ゆずりあうみんなので 住みよくなるまちづくり

第2回 話し合うための心構え

区では、工事に対する意見や要望は、まず、住民同士または、事業者とお互いによく話し合うようにと伝えていきます。今回は、話し合うためのアドバイスをご紹介します。

話し合う重要なのは…

話し合いは当事者同士で行いますが、相手の話をよく聴き、内容を理解しようとするのが重要です。

時として感情的になりがちですが、相手の立場も尊重し、冷静に聴くことが必要です。そして、相手の話を最後までよく聴き、不明な点があったら、一つひとつ整理して質問をしましょう。

自分の立場のみを主張するだけでなく、相手の立場も理解して、根気よく話し合いを続けることが大切です。

第三者に相談するのも一つの方法です

事業者へ意見や要望を伝える前に、住民の方々だけで話し合う方法もありますが、建

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切切 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール